

# くらしの赤信号

相談専用電話（在住・在職・在学）072・844・2431

祝日除く平日・朝9時30分～16時30分・無料



エステティックサービ  
スなどでの被害が増加  
しています。

「次々販売」は、一度契約した消費者に次々と新たな契約をさせる商法です。複数の業者が入れ替わり契約させるケースもあります。  
**高齢者と若い世代に被害が多く、**  
高齢者では、訪問販売での高級寝具や浄水器、床下換気扇などや講習会商法での健康食品など。若い世代は

**次々と新たな契約をさせる  
「次々販売」にご注意!**

## アドバイス

1. 電話勧誘や訪問販売で契約をした場合は「法律で定められた事項が書かれた書面（法定書類といいます）を受け取った日」（契約した日ではありません）から8日以内であればクーリングオフできます。また、それ以前の契約でも契約書類に不備がある場合は、「法定書面が交付されていない」としてクーリングオフが主張できる場合があります。
2. クーリングオフができなくても次々販売の場合、業者のセールストークや勧誘方法に問題がある事が多く、これにより契約の無効や取り消しができる場合があります。また、日常生活で必要とする量をはるかに超えて契約させられた場合、契約締結から1年以内であれば「過量販売解除権」が適用できる場合もあります。
3. 長い期間にわたって複数の契約をしているので、それぞれの契約時にどのような勧誘を受けたのか、できる限りの関係書類をそろえて、一度消費生活センターへ相談してください。

困ったら  
ご相談を!

\*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。

## 最近寄せられた [相談事例]



人を勧誘すれば儲かる？

## マルチ商法の勧誘に

ご注意ください！

### 【あなたのまわりのこんな事例】

友人に、「約70万円のパソコンソフトを購入することで資産運用でき、さらに他の人を勧誘すると報酬を得ることが出来る。アルバイトをするよりも儲かる。損はしない。」と誘われ、「お金がない」と断ると、「消費者金融で借りてもすぐ返せる」と言われて契約した。

勢いで契約してしまったが、友人をうまく誘えず返済のあてもないので、解約したい。

## アドバイス

◎ 商品やサービスを購入し、組織に加入した上で他人に商品などを紹介し、購入につながれば報酬が得られる仕組みの商法を連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)といいます。「ねずみ講」(金銭配当のみを目的とした組織)とは違い、法律によりさまざまな規制がされているものの、禁止はされていません。

◎ 親しい友人や、最近ではSNSを通じて勧誘されるケースが多く、知り合いからの誘いは断りにくいものですが、必要のない契約はきっぱり断ることが大切です。

◎ 商品などの購入費用が高額で、消費者金融で借金をするケースも見られますが、安易な借金は多重債務につながり危険です。

◎ 連鎖販売取引の契約には、20日間のクーリング・オフ期間があります。クーリング・オフ期間を過ぎていても、解約や取消しができる場合がありますので、一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

## 困った時はご相談を！ 枚方市立 消費生活センター

相談専用電話  
(枚方在住・在職・在学)  
072-844-2431  
祝日除く平日  
9時30分～16時30分



ひらかた観光大使「くらわんこ」  
©枚方文化観光協会

## 催し予告

### マイバッグキャンペーン

「レジ袋を断りマイバッグ持参」の啓発活動を実施。アンケート協力者にオリジナルグッズを進呈！

(※予定数に達し次第配布終了)

- ① 10月5日(月) 10時30分～12時30分
  - ・フレンドマート枚方養父店
  - ・ライフコーポレーション御殿山店
- ② 10月18日(日) 10時30分～14時30分
  - ・くずはモール SANZEN-HIROBA 内  
(南館ヒカリノモール1階)



くずはモールでは、「クリーン戦隊 エコレンジャー」ショーも開催！(12時10分～、14時00分～ 2回講演)

### 「老前整理～心も軽く、暮らしも軽く～」

老前整理コンサルタント 坂岡 洋子 さん

人生の節目を迎えたときに頭と物を整理する「老前整理®」についてお話いただきます。

参加無料

平成 27 年

10月29日(木)

14:00～15:30

場所:メセナひらかた会館

受付:10月1日(木)より



※詳細は広報ひらかた 10月号やただいま配布中のチラシ等でご確認ください。

\*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。